

相

## 相談員・相談窓口と連絡先

- 所属する学類・専修や研究科等に関係なく相談できます。
- 直接訪ねてもよいのですが、できれば予め連絡をしてから訪ねてください。
- 電話・手紙・e-mailを使用できます。
- 手紙は相談員宛て（大学住所）に出してください。

〒272-8553 市川市国府台 2-3-1  
和洋女子大学 ○○○○先生

キ

## キャンパス・ハラスメントや人権侵害のないキャンパスライフのために

- 誤解を生じないように、お互いに良好なコミュニケーションをはかりましょう。
- 大学にかかわる全ての人々が、お互いの人格と人権を尊重した環境づくりをしましょう。
- 両性が共に平等な人間関係にあることを自覚し、行動しましょう。



和洋女子大学  
和洋女子大学大学院

〒272-8533

千葉県市川市国府台2-3-1 和洋女子大学  
TEL.047-371-1111(代) FAX.047-371-1270

<http://www.wayo.ac.jp>

セクシャル・ハラスメントをはじめとした  
キャンパス・ハラスメント相談の手引き

# STOP!

## CAMPUS HARASSMENT



ひとりで悩まないで



和洋女子大学  
和洋女子大学大学院

## ハラスメントに 立ち向かい、 より良い キャンパスづくりを

和洋女子大学学長  
岸田 宏司

多くの学生の学び舎としてふさわしい環境を整えることは大学の重要な使命です。そのためにここに集う学生、教職員、保護者、受験生の尊厳を尊び、その人権を守ることが不可欠であります。大学で起こりうるあらゆるハラスメントを防止することにより、より学びやすい環境をつくることに最大の努力を払いたいと思います。大学においては、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントが特に起こりやすく、これらが起きないように大学が丸となって立ち向かわなければなりません。

セクシュアル・ハラスメントとは、相手の望まない性的な言動または性差別的な意識に基づく言動をいいます。アカデミック・ハラスメントとは、教員等が、職務上の地位又は権限を不当に利用し、学生や他の教員等に対して行う教育研究上の不適切な言動をさします。

和洋女子大学には様々なハラスメントを防止するための相談窓口を設置しています。こうしたハラスメントを受けたり、受けている学生を見たりしたら、ひとりで悩まず、勇気を持ってハラスメント相談員や相談窓口に行って相談してください。皆さんが相談することでよりハラスメントのない良い学び舎をつくっていきたいと思います。

セクシュアル・ハラスメントをはじめとしたキャンパス・ハラスメントや人権侵害の対象については、専任・非常勤の教職員を含めて、学園を構成する全ての人に適用されます。時間内、キャンパス内に限らず、本学に関係する学外での研修やクラブ活動なども対象となります。

## ? どのようなことが キャンパス・ハラスメント でしょうか？



キャンパス・ハラスメントとは、大学や大学院での活動の中で教員・職員・先輩などが、立場や権力を濫用して相手を不快にさせる言葉や態度・行動をいい、就学上、就業上の環境を害されること、またこれに抗議したり抵抗した場合に、就学上、就業上の不利益を受けることを指します。

たとえば・・・

### 1 セクシュアル・ハラスメント

相手を不快にさせる性的な言葉や行動のことで、性的なからかいや中傷といった言葉によるもの、必要もないのに体に触れられる・見つめられるといった視線・動作によるもの、性的な要求や交際の誘いといった行動によるもの、卑猥な絵や写真を貼ったり話をしたりといった環境によるものなどがあります。

### 2 アカデミック・ハラスメント

大学や大学院の教育活動・研究指導にともなって、権力や立場の優位性からの嫌がらせや差別・妨害など理不尽な不利益をこうむることです。

### 3 そのほかのハラスメント

権力や暴力によるパワー・ハラスメント、性差別にともなうジェンダー・ハラスメント、年齢差別によるエイジ・ハラスメント、無理な飲酒の要求のほか酒席への参加の強要といったアルコール・ハラスメントなどがあります。

## あ あなたがキャンパス・ハラスメントや 人権侵害を受けたときー



- 勇気を出して“NO!”という言葉や態度を示しましょう。
- うまく表現できなくても、一人で悩まず、周囲の人に相談しましょう。
- 大学には相談員と相談窓口が置かれていますので連絡し、相談しましょう。
- 相談員、相談窓口は、あなたの秘密を必ず守りますので、安心して相談してください。

## 友 人がキャンパス・ハラスメントや 人権侵害を受けたときー



- 事実を正しく認識し、励まし、共に考え、対策をたてましょう。
- 相談員か、相談窓口連絡するようすすめてみましょう。必要な場合には同行しましょう。
- 事実関係について、証人になってあげましょう。
- その場合、あなたが不利益を受けないように配慮されます。
- 相談員、相談窓口は、あなたの秘密を必ず守りますので、安心して相談してください。